

地方公共団体における男女共同参画社会の形成 又は女性に関する施策の推進状況（平成23年度）

I 目 的

全国の地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況を把握し取りまとめた結果を情報提供することによって今後の施策の展開に資する。

II 調査対象

47 都道府県、19 政令指定都市及び 1732 市区町村（平成 23 年 4 月 1 日現在）

（注 1）政令指定都市を除く市区町村の情報については各都道府県を通じて把握した。

（注 2）東日本大震災の影響により次の 15 市町村は調査を行わなかった。

岩手県：花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町

宮城県：女川町、南三陸町

福島県：南相馬市、下郷町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村

III 調査基準日

原則として平成 23 年 4 月 1 日現在を調査基準日としている。調査項目の中には、各地方公共団体の事情によって調査時点が異なるものもある。（詳細は各集計表を参照。）

IV その他

- ・ 本調査の管理職及び採用者に関する調査対象範囲は、教職員以外で各地方公共団体の定員となっている職員。国家公務員の身分で地方公共団体に出向している職員などを含まない。
- ・ 管理職のうち一般行政職の定義は、総務省「地方公務員団体定員管理調査」、「地方公務員給与の実態」の概念と一致させており、税務職、研究職、医師・歯科医師職、薬剤師・医療技術職、看護・保健職、消防職、企業職、技能労務職等以外の職員を指す。

V 調査結果

1. 男女共同参画に関する計画の整備

全都道府県・政令指定都市において、男女共同参画に関する計画を策定している〔集計表1-1〕。

計画を策定している市区町村は65.9%（市区は94.7%、町村は40.9%）となっており（図1）、143市区町村（8.3%）において計画の策定を検討している〔集計表1-2〕。

都道府県における管内市区町村の計画策定は、依然として差がみられるものの、その差はやや縮小している（図2）。

図1 市区町村における男女共同参画計画の策定率の推移

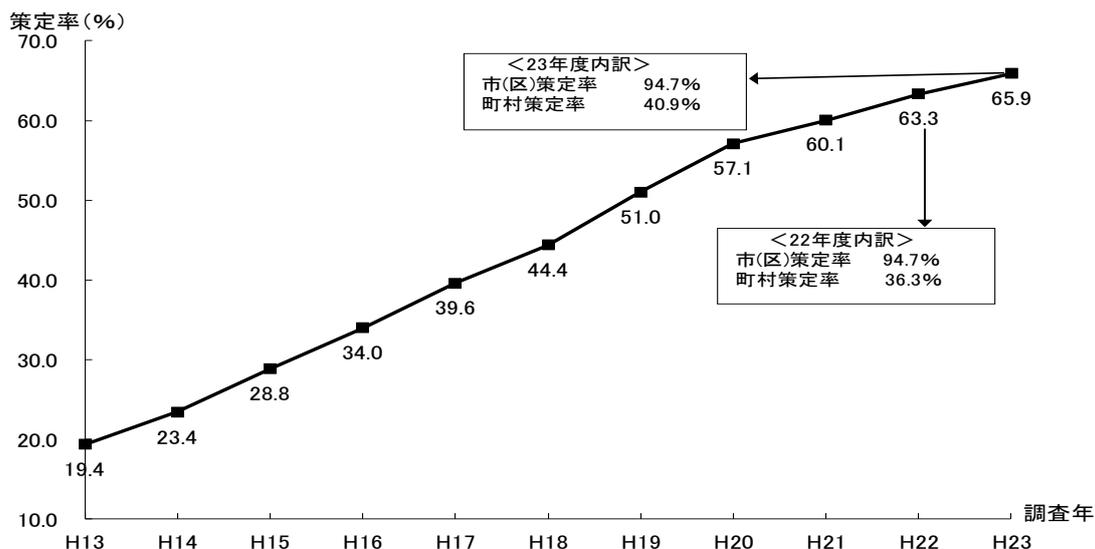
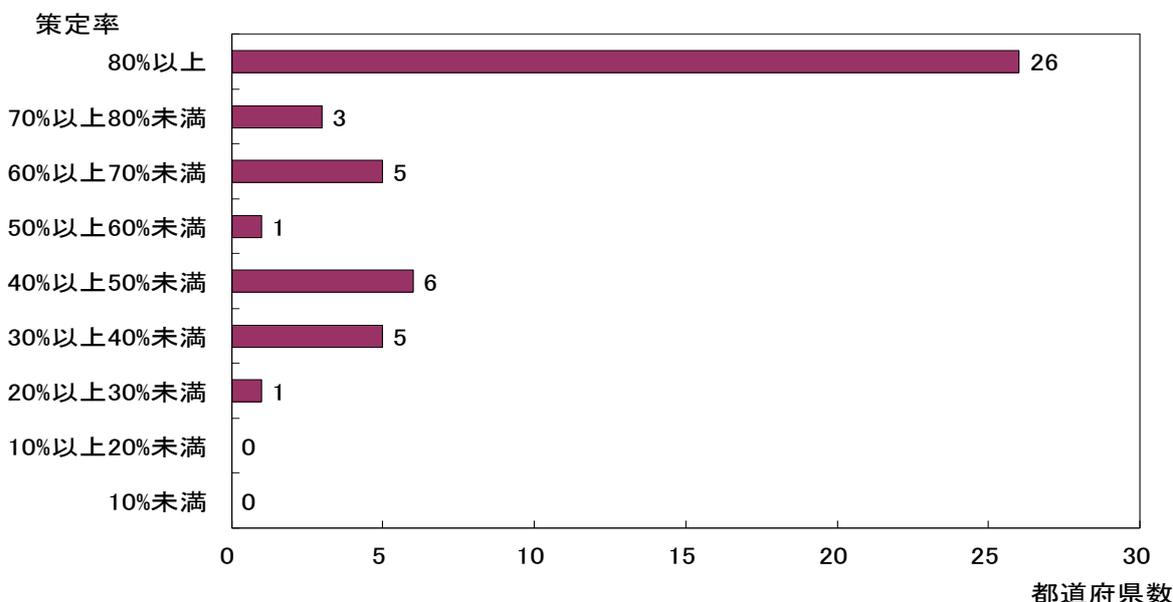


図2 都道府県における管内市区町村の計画策定率の分布



<参考> 管内市区町村の計画策定率が80%以上の府県(26)
 富山県(100%)、石川県(100%)、大阪府(100%)、鳥取県(100%)、山口県(100%)、神奈川県(97.0%)、島根県(95.2%)、愛媛県(95.0%)、香川県(94.1%)、茨城県(93.2%)、岡山県(92.6%)、佐賀県(90.0%)、福井県(88.2%)、埼玉県(87.5%)、岩手県(86.7%)、兵庫県(85.4%)、山梨県(85.2%)、滋賀県(84.2%)、秋田県(84.0%)、東京都(83.9%)、愛知県(83.3%)、大分県(83.3%)、広島県(82.6%)、京都府(80.8%)、静岡県(80.0%)、熊本県(80.0%)

2. 男女共同参画に関する条例

平成 22 年度中に 26 市町村において男女共同参画に関する条例が施行された。また、平成 23 年 4 月 1 日時点で新たに 40 市町村において、条例が公布又は施行されている（図 3）。

46 都道府県・全政令指定都市において、男女共同参画に関する条例を制定している〔集計表 2-1〕。条例を制定している市区は 48.1%、町村は 11.8%となっている〔集計表 2-2〕。市区の 18.4%、町村の 16.5%において、条例の検討を予定している（図 4）。

図 3 男女共同参画に関する条例制定状況

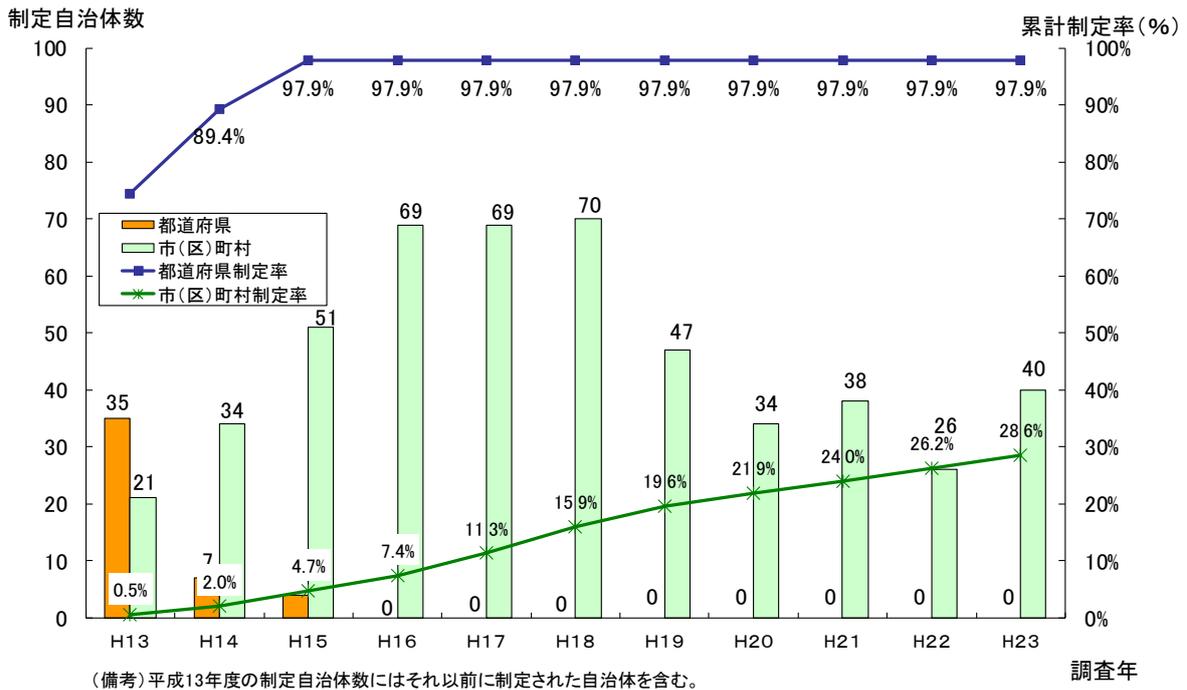
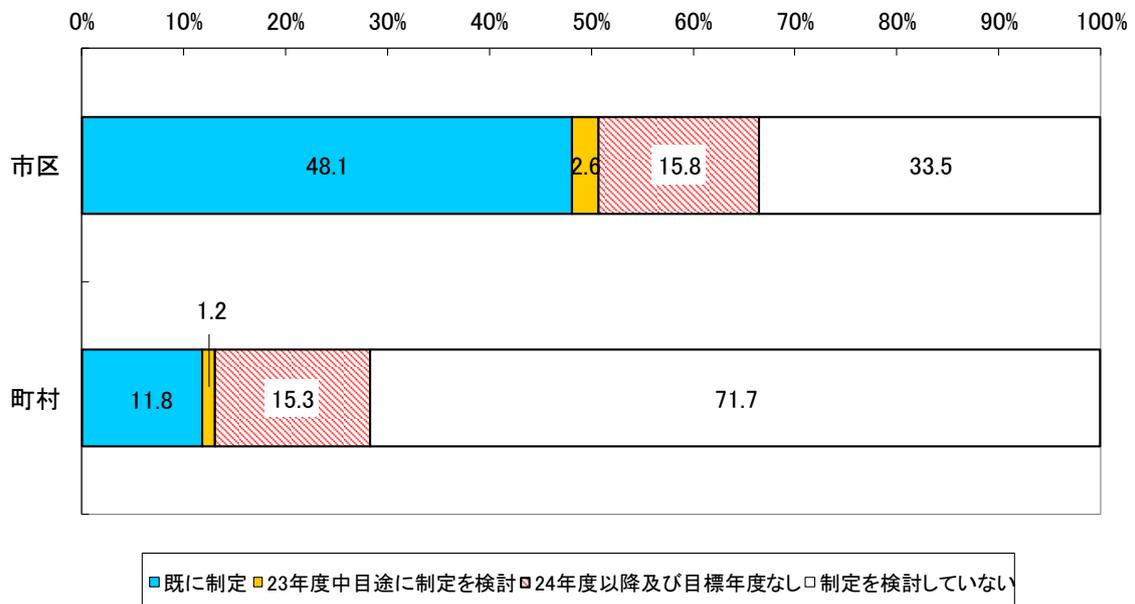


図 4 条例制定の検討状況



3. 推進体制

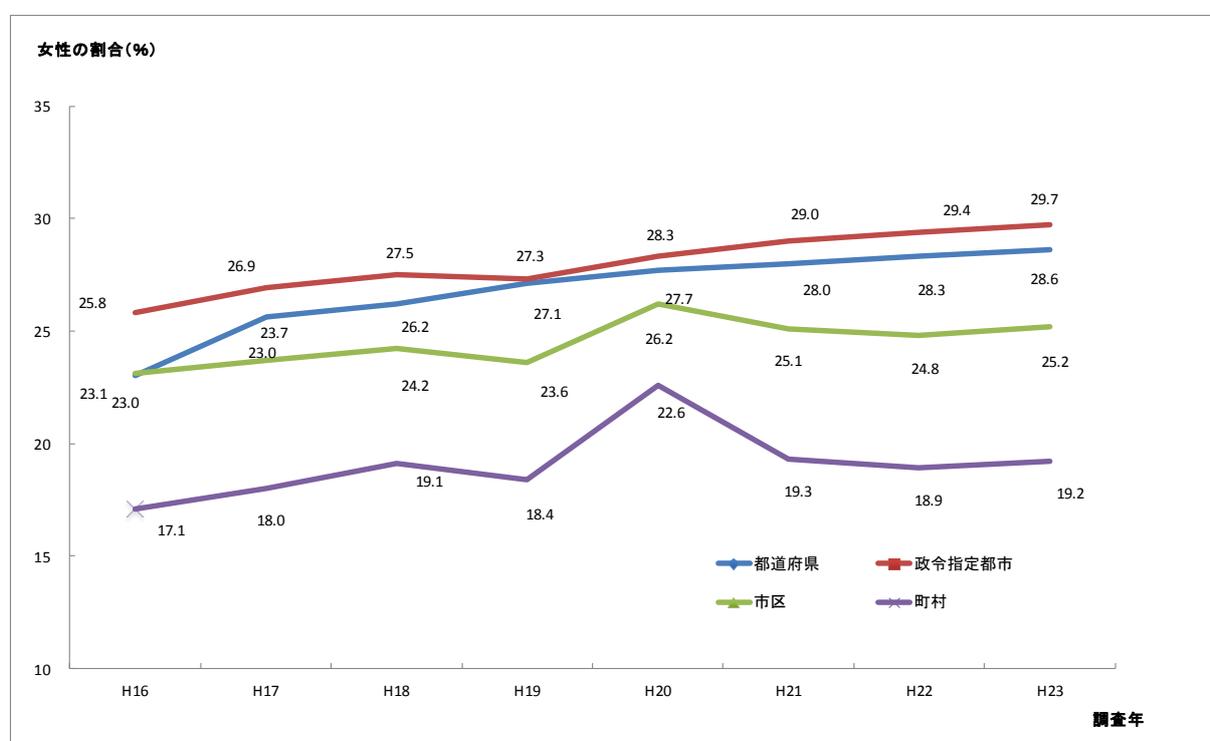
男女共同参画又は女性問題に関する推進体制として、全都道府県・政令指定都市に行政連絡会議及び諮問機関・懇談会が設置されている。行政連絡会議については、30 道府県が知事を、13 府県が副知事を長としており、9 政令指定都市が市長を、8 政令指定都市が副市長を長としている〔集計表 3-1、集計表 3-2〕。

行政連絡会議が設置されている市区町村の割合は 49.2%、諮問機関・懇談会が設置されている市区町村の割合は 51.7%となっている〔集計表 3-3〕。

4. 審議会等委員への女性の登用

法律、政令及び条例により設置されている審議会等委員に占める女性の割合について、都道府県の審議会等は 28.6%、政令指定都市の審議会等は 29.7%、市区町村の審議会等は 21.0%（うち、市区は 25.2%、町村は 19.2%）となっている（図 5）。

図 5 地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合の推移



<参考>

- 法律、政令又は条例に基づく審議会等委員に占める女性の割合が 33.3%を超えている 都道府県・政令指定都市
徳島県 (43.9%)、鳥取県 (38.9%)、岡山県 (34.3%)、宮崎県 (33.9%)、岡山市 (39.1%)、堺市 (37.9%)、新潟市 (34.4%)、大阪市 (34.8%)、横浜市 (33.6%)
- 国の審議会等委員に占める女性の割合（平成 23 年 9 月 30 日現在） 33.2%

なお、都道府県防災会議に占める女性委員の割合は 3.6%となっている。また、女性委員のいない都道府県防災会議は 12 である（表 1）。

表 1 都道府県防災会議に占める女性委員の割合

| 都道府県 | 委員総数(人) | うち女性の委員数(人) | 女性の比率 |
|------|---------|-------------|-------|
| 北海道 | 58 | 3 | 5.2 |
| 青森県 | 49 | 2 | 4.1 |
| 岩手県 | 55 | 1 | 1.8 |
| 宮城県 | 48 | 1 | 2.1 |
| 秋田県 | 52 | 3 | 5.8 |
| 山形県 | 50 | 2 | 4.0 |
| 福島県 | 49 | 4 | 8.2 |
| 茨城県 | 45 | 1 | 2.2 |
| 栃木県 | 49 | 1 | 2.0 |
| 群馬県 | 42 | 1 | 2.4 |
| 埼玉県 | 60 | 2 | 3.3 |
| 千葉県 | 54 | 1 | 1.9 |
| 東京都 | 61 | 0 | 0.0 |
| 神奈川県 | 43 | 0 | 0.0 |
| 新潟県 | 58 | 4 | 6.9 |
| 富山県 | 54 | 4 | 7.4 |
| 石川県 | 60 | 2 | 3.3 |
| 福井県 | 53 | 0 | 0.0 |
| 山梨県 | 53 | 1 | 1.9 |
| 長野県 | 56 | 0 | 0.0 |
| 岐阜県 | 50 | 2 | 4.0 |
| 静岡県 | 49 | 1 | 2.0 |
| 愛知県 | 66 | 0 | 0.0 |
| 三重県 | 46 | 3 | 6.5 |
| 滋賀県 | 50 | 1 | 2.0 |
| 京都府 | 58 | 3 | 5.2 |
| 大阪府 | 50 | 0 | 0.0 |
| 兵庫県 | 47 | 0 | 0.0 |
| 奈良県 | 52 | 1 | 1.9 |
| 和歌山県 | 47 | 0 | 0.0 |
| 鳥取県 | 54 | 9 | 16.7 |
| 島根県 | 59 | 5 | 8.5 |
| 岡山県 | 46 | 1 | 2.2 |
| 広島県 | 55 | 0 | 0.0 |
| 山口県 | 54 | 2 | 3.7 |
| 徳島県 | 50 | 10 | 20.0 |
| 香川県 | 49 | 4 | 8.2 |
| 愛媛県 | 43 | 1 | 2.3 |
| 高知県 | 44 | 0 | 0.0 |
| 福岡県 | 47 | 0 | 0.0 |
| 佐賀県 | 51 | 2 | 3.9 |
| 長崎県 | 64 | 3 | 4.7 |
| 熊本県 | 54 | 1 | 1.9 |
| 大分県 | 44 | 3 | 6.8 |
| 宮崎県 | 44 | 1 | 2.3 |
| 鹿児島県 | 56 | 1 | 1.8 |
| 沖縄県 | 41 | 0 | 0.0 |
| 計 | 2,419 | 87 | 3.6 |

(注) 平成 23 年 4 月 1 日現在。網掛けは、女性委員がゼロである都道府県。

5. 女性管理職の登用

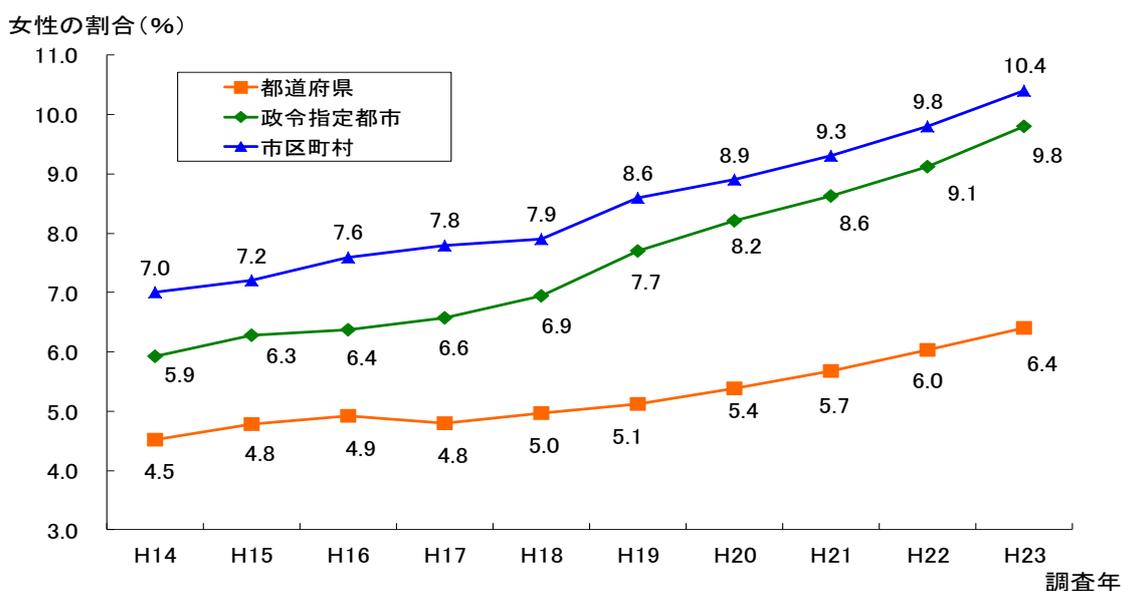
都道府県及び政令指定都市の管理職（本庁課長相当職以上）に占める女性の割合について、都道府県は6.4%、政令指定都市は9.8%となっており緩やかに増加している（図6）。

本庁、支庁・地方事務所別にみると、本庁の平均5.3%に対して、支庁・地方事務所は平均9.7%とやや高くなっている〔集計表5-1〕。

女性の登用を促進するために管理職の登用目標を設定している都道府県・政令指定都市は27となっている〔集計表5-4〕。

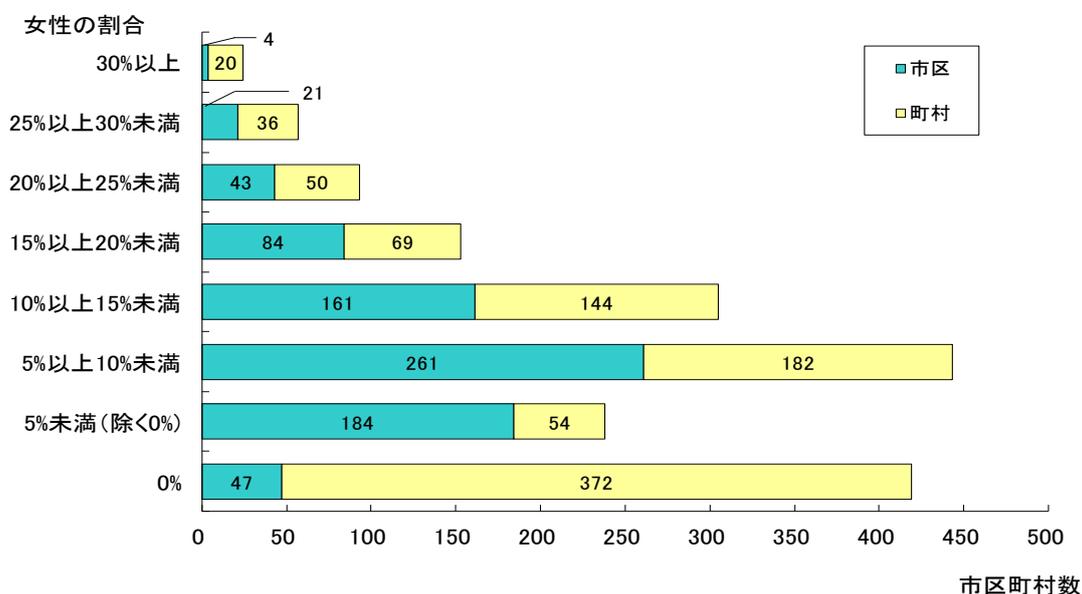
市区町村の管理職（本庁課長相当職以上）に占める女性の割合は10.4%となっており、うち市区は10.5%、町村は9.8%となっている〔集計表5-3〕。

図6 管理職（本庁課長相当職以上）に占める女性の割合の推移



さらに、10%を超える地方公共団体は、2都県・8政令指定都市、313市区、319町村となっている。一方、女性管理職が1人もいない市区町村は419となっており、地方公共団体間に大きな格差がみられる（図7）。

図7 市区町村における管理職（本庁課長相当職以上）に占める女性の割合



6. 男女共同参画・女性問題に関する職員研修

30 都府県・16 政令指定都市では、職員を対象に男女共同参画や女性問題を主題とした講演会・研修会を実施している。

また、40 都府県・16 政令指定都市において、新任者研修や管理職研修等の一般研修の中に男女共同参画や女性問題の講義等を組み入れている。

さらに、36 都府県・17 政令指定都市において、国や民間等が行う男女共同参画を主題とした研修へ職員を派遣している〔集計表 6〕。

7. 男女共同参画・女性のための総合的な施設

45 都道府県・18 政令指定都市において、男女共同参画・女性のための総合的な施設が設置されており、男女共同参画を推進するため、広報啓発、相談事業、交流促進事業、調査研究等を行っている〔集計表 7-1〕。

284 市区町村において、地域の男女共同参画推進の拠点となる施設を整備している〔集計表 7-2〕。

8. 平成 23 年度男女共同参画・女性関係予算

都道府県・政令指定都市の男女共同参画・女性に関する本年度予算は総額で約 103 億円となっており、前年度の約 104 億円から 1.0%減少している〔集計表 10〕。

9. 地方公共団体と民間団体（女性団体等）との連携

(1) 地方公共団体と民間団体（女性団体等）の連携方法

全都道府県・17 政令指定都市において、民間団体との連携を図るために地方公共団体から情報を提供している。多くの都道府県・政令指定都市において、民間団体の組織化、共催事業の実施、事業委託や意見交換会などを開催している〔集計表 11-1〕。

(2) 民間団体（女性団体等）のネットワーク活動

39 道府県・13 政令指定都市において、民間団体のネットワークを組織し、定例会議の開催、機関誌の発行、パンフレットの作成、交流イベントの開催等を通じて民間団体間の情報交換や交流活動を実施している〔集計表 11-2〕。

(3) 市区町村との連携・助言等の状況

ほとんどの都道府県において、市区町村と関係情報の収集・提供を行い、担当者会議を開催している。多くの都道府県において、市町村職員研修会を開催、審議会等女性登用の働きかけ等を行っている〔P51 集計表 11-3〕。

10. 男女共同参画の宣言を行った市町村の状況

143 市区町村が男女共同参画宣言都市として男女共同参画社会の実現に取り組むことを宣言している。このうち、104 市区町村において、男女共同参画宣言都市奨励事業を実施している〔集計表 14〕。

(参考) 地方議会における女性議員

地方議会における女性議員の割合について、都道府県議会は8.1%、市区議会は13.2%、町村議会は8.1%となっている(図8)。

女性議員の割合別の議会数において最も多い区分をみると、都道府県議会について5%以上10%未満が27議会、市区議会については5%以上10%未満が192議会、町村議会については、0%(女性議員がない。)371議会でも多くなっている(図9)。

図8 地方議会における女性議員の割合の推移

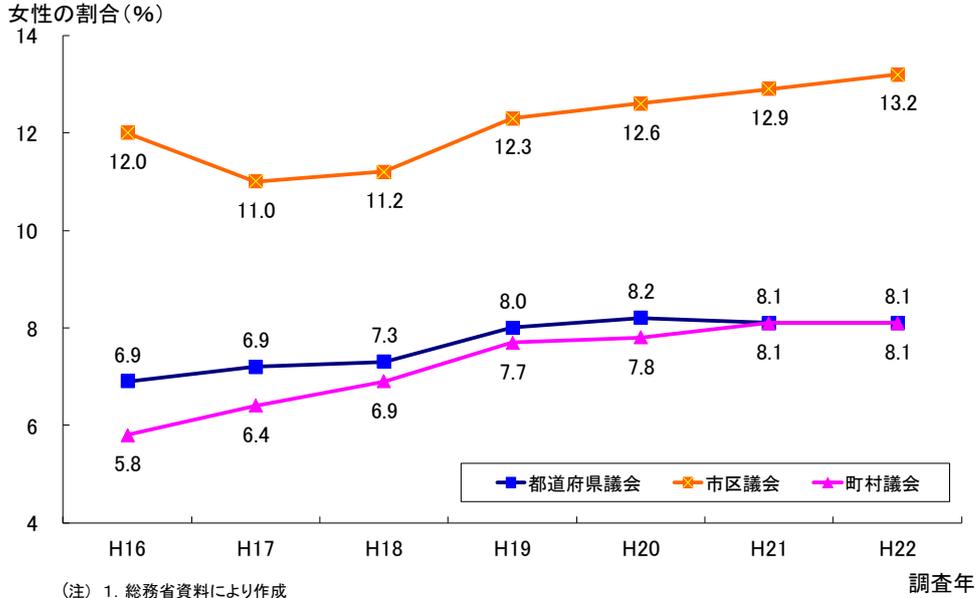


図9 女性議員の割合別の議会数

